

## 湊町三丁目C街区地区第一種市街地再開発事業 住宅デベロッパー募集について

### 1. 事業及び施行者の名称

- (1) 事業の名称：湊町三丁目C街区地区第一種市街地再開発事業
- (2) 所在地：松山市湊町三丁目4番6外
- (3) 施行者の名称：湊町三丁目C街区地区市街地再開発組合（予定）
- (4) 施行区域面積：約1.1ha

### 2. 住宅デベロッパーに求める主な役割

- (1) 本事業により建設される住宅床を取得し、街の活性化に寄与すること。
- (2) 市街地再開発準備組合、一般業務代行者と共に、市街地再開発事業の事業化に向けて協力、支援すること。
- (3) 将来、参加組合員となり市街地再開発事業の推進に協力すること。

### 3. 応募資格

以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 分譲マンションの販売実績があること。
- (2) 住宅デベロッパーとして市街地再開発事業等における実績（参加組合員、保留床取得等）があること。
- (3) 複数企業による応募の場合は、代表企業が前述の資格を有すること。

### 4. 募集スケジュール

平成30年5月7日(月)	全国市街地再開発協会HPにて公告
平成30年5月14日(月)	必要書類（募集要項送付依頼書、秘密保持誓約書）提出期限
平成30年5月21日(月)	質疑書提出期限
平成30年5月31日(木)	質疑回答
平成30年6月8日(金)	参加表明書の提出期限
平成30年7月9日(月)	事業提案書の提出期限
平成30年7月下旬	一次書類審査・結果通知
平成30年8月中旬	面談による二次審査
平成30年8月下旬	内定・二次審査結果通知
平成30年9月中旬	臨時総会にて決定
平成30年9月下旬	覚書締結

## 5. 募集要項の入手方法

応募予定者は、以下の要領で必要書類を提出してください。

ご提出いただいた方から、順に募集要項を配布いたします。尚、配布方法については、Eメール等を用いたデータ送信を基本といたしますが、郵送での配布をご希望の方は下記問い合わせ先まで、お電話にてご連絡ください。

### 1) 提出期間

平成30年5月7日（月）～平成30年5月14日（月）

### 2) 必要書類の送付先

〒790-0012

愛媛県松山市湊町三丁目4番地6 松山銀天街GET! 3階

湊町三丁目C街区地区市街地再開発準備組合 事務局 宛

### 3) 必要書類

- ・募集要項送付依頼書（別紙1）
- ・秘密保持誓約書（別紙2）

※上記書類のWordデータは<http://minatomachi-3c.jp/>よりご入手ください。

### 4) 提出部数

- ・1部

### 5) 提出方法

持参もしくは書留郵便等配達記録のわかる郵送方法にてご提出を御願いたします。

※持参の場合は事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。

※郵送の場合は、平成30年5月14日（月）の消印有効といたします。

当方到着後2日以内（土曜日、日曜日を除く）にご連絡させていただきますが、追跡記録の到着日から2日以内にご連絡のない場合はお手数ですが下記問い合わせ先までご連絡ください。

### 6) 注意事項

①本必要書類の提出は、本募集への参加形態等を制限するものではありませんが、必要書類をご提出いただいていない方の、質疑書の提出あるいは本募集への「単独での参加」もしくは「複数企業での代表企業としての参加」は不可とし、「複数企業での代表企業以外の構成員としての参加」は可といたします。

②本必要書類の提出は原則、応募資格を満たす方のみとさせていただきます。

尚、応募資格の有無について当方よりお問い合わせさせていただく場合がございます。

※本公告への問い合わせ先

〒790-0012 愛媛県松山市湊町三丁目4番地6 松山銀天街GET! 3階  
湊町三丁目C街区地区市街地再開発準備組合 担当 岡本・関家（せきや）  
電話番号 089-961-1616 （受付時間 10時から17時 土日祝を除く）  
E-MAIL : minato3c@gmail.com

平成30年5月 日

湊町三丁目C街区地区市街地再開発準備組合 御中

**募集要項送付依頼書**

当社は、「湊町三丁目C街区地区第一種市街地再開発事業 住宅デベロッパー募集」に応募する意向があり、募集要項をいただきたく、本依頼書を提出いたします。

申込企業	所在地
	名 称
	代表者 <span style="float: right;">印</span>

※印鑑については、支店長印、担当部長印等でも構いません。

連絡先	(所属役職) <span style="float: right;">(氏 名)</span>
	(所在地) 〒
	(電 話) <span style="float: right;">(F A X)</span>
	(Eメール)

※複数企業での参加をご検討の方は、構成員予定者をお書き添えください。

申込企業 (構成企業)	所在地
	名 称
	代表者

申込企業 (構成企業)	所在地
	名 称
	代表者

\*構成企業が3社以上の場合、用紙を適宜変更追加して作成してください。

※構成企業は提出時の予定でも可とし、押印の必要はありません。

平成30年5月 日

湊町三丁目C街区地区市街地再開発準備組合 御中

所在地

名称

代表者

印

## 秘密保持誓約書

弊社は、貴準備組合が実施する「湊町三丁目C街区地区第一種市街地再開発事業 住宅デベロッパー募集」に参加するにあたり、開示される湊町三丁目C街区地区第一種市街地再開発事業に関する情報について、次の事項を順守することを誓約いたします。

### 1. 秘密情報の定義

- (1) 「秘密情報」とは、本誓約の前後を問わず、本件募集を通じて本誓約の一方当事者（以下「開示者」という）から本誓約の他方当事者（以下「被開示者」という）に対して開示される一切の情報をいう。
- (2) 前項の秘密情報には次の各号の一に該当するものを含まないものとする。
  - ① 開示されたとき既に公知であったもの。
  - ② 開示後被開示者の責に帰せざる事由により公知になったことを証明したもの。
  - ③ 開示されたときに被開示者が既に知っていたことを証明したもの（被開示者が独自に開発したもの、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの等）。
  - ④ 開示後、被開示者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明したもの。
  - ⑤ 法令、規則、裁判所の決定・命令および正当な権限を有する公的機関の命令等に基づき、開示を要求されたもの（ただし、開示にあたり、事前に開示者への通知を要する）。

### 2. 秘密保持義務

被開示者は、開示者の事前の書面による承諾なしに秘密情報を第三者に開示または漏えいしてはならない。また、本件募集以外の目的にこれを使用してはならない。

### 3. 損害賠償責任

- (1) 被開示者は、秘密情報もしくは委託または提供を受けた個人情報の被開示者による開示または漏えいの結果、開示者または第三者に損害が発生した場合、開示者または第三者に対してその損害を賠償しなければならない。
- (2) 前項の損害賠償額は貴準備組合と弊社との協議により定めるが、現実に被った通常かつ直接損害の額に限るものとする。

以上

※複数企業での参加をご検討の方は、現段階では構成企業の提出は必要ありません。